

社会福祉法人さくら草
平成 28 年度事業計画

社会福祉法人さくら草 平成 28 年度事業計画

1. はじめに

平成 28 年度は「障害福祉総合支援法」の見直しと国会で可決されるであろう「社会福祉法等の一部を改正する法律案」の対応に迫られる年度になる。

改正法案では、経営組織の在り方が見直され、評議員会が議決機関となり、理事会が執行機関となるなど役員の責任も重くなる。一定規模以上の法人には会計監査人を置くことになり、財務規律の強化では純資産の額が事業継続に必要な額を超える法人には、公益事業等への再投下計画作成が義務づけられる。

当法人は、重い障がいをもつ利用者の地域生活の総合的支援並びに緊急時に即応できるセーフティーネットを組み込んだ支援体制の構築に努めている。今年度は、認可施設開設 10 周年にあたる。改正法施行に応えながらも以下の計画を進めていく。

◎ 新規事業

①生活介護開設準備 ②共同生活援助開設準備 ③児童発達支援検討

◎ 重点課題

①社会福祉法の改正に伴う法人体制固め ②人材確保と育成

◎ 各事業所の計画

共同生活援助（グループホーム） 全職員が喀痰吸引研修を修了し、一人入所施設から地域移行を果たせた。反面、運営面での脆弱さがある。人材確保と支援の質の向上に努め運営基盤固めが課題である。

◎ 重度心身障がい者を対象にした放課後等デイサービス「キッズさくら草」は、開設 1 年半、定員数近い利用があり定着してきた。利用者対応も充実してきた。今後、未就学児の親御さんの相談も含め児童発達支援事業を検討していく。

◎ 「デイセンターさくら草」と「デイセンターアトム」通所施設では、昨年度二名の利用者が亡くなり、医療的側面から支援の重要性を再確認した。同時に重症心身障害者への生命のリスクを抱えながらも仲間とふれ合う普段通りの暮らしが如何に大事か、職員が共通して感じた事である。

喀痰の吸引の認定者を増やし医療的ケア体制の充実を期す。また意思決定支援の充実から発語の無い方のコミュニケーションの在り方を深める。自閉症など障害の特性を理解した支援を深める。

今年度は、職員異動を多数行い、支え手の更なる資質向上に努めていく。

◎ 「サポートさくら草」「サポートゆず」「アシストさくら草」の居宅・移動支援事業所は、地域生活・社会参加の不可欠な存在であるが、ヘルパー不足で利用者の依頼に応えられないことが増えてきた。人材確保が喫緊の課題である。また運営体制の強化、業務の平準化を進めていく。

◎ 「南区障害者生活支援センターあみ〜ご」「相談支援事業所あんず」では、新規「計画相談」は落ち着いてきた。職員を増員し一般の相談体制を充実していく。

重点課題として高齢・障害者世帯支援の強化と虐待等の権利擁護支援の強化に取り組む。

法人の理念「どんなに重い障がいがあっても地域で自分らしく暮らせるように支援」する。今年度も事業所連携を深め法人の運営体制を強化していく。

２．部門一覧

（１）法人事務局

事業所名	法人事務局
所在地	埼玉県さいたま市南区大字太田窪字前 3501 番 2
電話番号	048-813-7426
F A X 番号	048-886-6301
職員数	法人事務局管理規程に定める

（２）デイセンターさくら草

事業所名	デイセンターさくら草
所在地	埼玉県さいたま市南区大字太田窪字前 3501 番 2
電話番号	048-813-7426
F A X 番号	048-886-6301
事業名	生活介護
職員数	デイセンターさくら草管理規程に定める

（３）デイセンターアトム

事業所名	アトム(主たる事業所)
所在地	さいたま市南区大字太田窪字前 3505 番 8
電話番号	048-811-2525
F A X 番号	048-883-3456
事業名	生活介護（多機能型）
職員数	デイセンターアトム管理規程に定める
事業所名	コスモス(従たる事業所)
電話番号	048-883-7795
F A X 番号	048-883-7797
事業名	生活介護（多機能型）
職員数	デイセンターアトム草管理規程に定める
事業所名	キッズさくら草
所在地	さいたま市南区大字太田窪字前 3505 番 8
電話番号	048-811-2525
F A X 番号	048-883-3456
事業名	放課後等デイサービス（多機能型）
職員数	キッズさくら草管理規程に定める

(4) サポートさくら草

事業所名	サポートさくら草
所在地	埼玉県さいたま市浦和区本太3丁目32番16号 No. 1 グリーンハウス
電話番号	048-885-9155
FAX番号	048-885-9155
事業名	障害福祉サービス事業、移動支援事業、さいたま市 障害児(者)生活サポート事業、福祉有償運送事業
職員数	サポートさくら草管理規程に定める

(5) サポートゆず

事業所名	サポートゆず
所在地	埼玉県さいたま市緑区東浦和一丁目8番地12 サンコート東浦和1階
電話番号	048-875-3536
FAX番号	048-875-3536
事業名	障害福祉サービス事業、移動支援事業、さいたま市 障害児(者)生活サポート事業、福祉有償運送事業
職員数	サポートゆず管理規程に定める

(6) アシストさくら草

事業所名	アシストさくら草
所在地	埼玉県さいたま市南区大字太田窪字前3501番2
電話番号	048-813-7426
FAX番号	048-886-6301
事業名	障害福祉サービス事業、移動支援事業、さいたま市 障害児(者)生活サポート事業、福祉有償運送事業
職員数	アシストさくら草管理規程に定める

(7) 障がい者生活支援センターあみ〜ご

事業所名	南区障害者生活支援センターあみ〜ご
所在地	埼玉県さいたま市南区白幡5丁目11番16号
電話番号	048-866-5098
FAX番号	048-866-5128
事業名	相談支援事業(南区障害者生活支援センター)
職員数	障がい者生活支援センターあみ〜ご管理規程に定 める

(8) 相談支援事業所あんず

事業所名	相談支援所あんず
所在地	埼玉県さいたま市緑区東浦和一丁目8番地12 サンコート東浦和204
電話番号	048-614-0790
FAX番号	048-614-0790
事業名	相談支援事業
職員数	相談支援事業所あんず管理規程に定める

(9) てんハウスぐりん

事業所名	てんハウスぐりん
所在地	埼玉県さいたま市浦和区本太3丁目17番12号
電話番号	048-615-0480
FAX番号	048-884-5277
事業名	共同生活援助事業
職員数	てんハウスぐりん管理規程に定める
事業所名	てんハウスぐりん
所在地	埼玉県さいたま市浦和区本太3丁目17番12号
電話番号	048-615-0480
FAX番号	048-884-5277
事業名	短期入所事業
職員数	てんハウスぐりん管理規程に定める

社会福祉法人さくら草

法人事務局
平成 28 年度事業計画

(1) 運営方針

法人事務局は、法人の業務を決定する理事会及び評議員会の運営と、その決定に基づく各種計画の策定、人事・財務等の管理事務を効率的かつ適切に処理するとともに、監事の行う監査事務を円滑に処理する。

各事業が円滑に運営されるよう事業所内及び事業所間の連携体制の充実に努める。

運営方針の共有に努め、運営の健全性を保ち、運営基盤づくりに努める。

法人の理念である「どんな重い障害があっても地域で自分らしく暮らせるよう」総合的な福祉サービスの整備に努める。

(2) 運営の具体策

ア 理事会及び評議員会

(ア) 法人の事業計画、予算及び経営方針の決定等を行うため、理事会及び評議員会を開催する。

(イ) 業務の執行状況及び会計処理の適正を期するため、監事監査を実施する。

(ウ) 「社会福祉法等の一部を改正する法律案」制定後の対応について検討する。

イ 本年度事業の取り組み

(ア) 職員の資質向上に努め、障害福祉サービス事業の発展・充実に努める。

(イ) 児童発達支援事業（未就学児の療育相談等）の開設に向けて検討する。

(ウ) 生活介護事業所の平成 29 年 4 月開設に向けて取り組む。

(エ) 共同生活援助事業所の平成 29 年 4 月開設に向けて取り組む。

社会福祉法人さくら草
デイセンターさくら草
平成 28 年度事業計画

1. 事業の概要

事業の種類	生活介護
事業所名称	デイセンターさくら草
定員	40 名（現員 ふたば班 21 名 あんくじ班 25 名）

2. 事業方針

（１）生活介護単独事業として重度障がい者を対象に、日中活動を中心に地域生活を支援していく。障害者総合支援法のもと、利用者ニーズに対応した支援計画に基づき、健康への配慮、軽作業や生きがい活動等きめ細かな支援を行うとともに、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努める。

（２）研修等により職員の資質向上に努める。

3. 事業目標

（１）地域において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方を対象に、食事・排泄等の介護や日常生活上の支援を提供し、併せて軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供する。これらを通じて、身体能力、日常生活能力の維持・向上を目指す。

（２）医療的ケアを要する利用者への支援体制を整えるため、介護職員による痰の吸引等の研修(不特定・特定)を受講させより安全な日常生活の充実に努める。

（３）自傷他傷等行動障害をもつ利用者に対して、関係機関や臨床心理士等の専門家、研修の受講、本人家族を交えたケース検討等を行い支援の充実に努める。

（４）ヒヤリハット報告を職員間で共有するなど危機管理に務め、怪我・事故を未然に防ぐ様にする。

4. 事業内容

（１）活動方針

利用者1人ひとりの意思及び人格を尊重し、個々の地域生活ニーズを考慮した個別支援計画のもと、充実した日中活動を支援する。

重度の知的障がい者、心身障がい者に、安全な環境と障がいの軽減を図る質の高い支援提供によって健康の維持と機能の向上に努め、生きがい活動や軽作業など日中活動への主体的な取り組みを支援する。

今年度、の利用者数は昨年度と変わらず47人である。日中活動や仲間同士の交流等落ち着いて過ごせる年度である。生活並びに活動を充実できるように取り組む。

「ふたば班」は、主に重度心身障がいのある利用者が、個々の健康、体力、身体機能を考慮しながら健康プログラムを行う。

「あんくじ班」では、アトリエ、資源回収などの作業を中心に行いながら、健康管理に留意し、仲間との生活から社会性を養い、地域との交流を深める活動を行う。

(2) 支援内容

① 健康管理と医療的ケアの充実並びに障害への配慮

- ・ 看護師による健康管理。健康状態の把握に努める。

利用者の家族・主治医・保健師との連携を密にとり、障がいの進行・疾病の予防に努める

- ・ 医療的ケアを看護師、職員が連携し適切に行う。
- ・ 健康診断（年 1 回） ・ 歯科検診（往診や通院支援により各自）
- ・ 嘱託医相談（年 2 回） ・ インフルエンザ予防接種（年 1 回）
- ・ 必要に応じて通院支援
- ・ 医療機関との連携
- ・ 静的弛緩誘導法を中心とした個々にあった健康プログラムを行い、生活に活かせる身体をつくる。 毎月の静的弛緩誘導法訓練会に参加し、職員で共有し利用者支援を深める。
- ・ 機能訓練に関しては医療機関と連携しながら理学療法士、看護師、職員を中心に本人の持っている機能を活かし、より充実した生活が送れる様に支援を進めていく。

② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供

- ・ 各自の体調や作業内容等に合わせ軽作業に取り組む。
- ・ 作業種は、陶芸、紙すき、資源回収（空き缶、新聞紙、段ボール）、石鹸作業、創作、誕生日カード製作、広報誌封入、送迎車の掃除等を行う。
- ・ 商品の開発、販売、営業にも力を入れていく。
- ・ 創作活動や余暇活動によって自己表現の喜びを支援する。
- ・ 作業によって得た収益は、工賃として支払う。

③ 日常生活上の支援他

- ・ 残存機能を引き出し、自立を促す支援に努める。
- ・ 仲間意識を高め、協調性を大切に生活した生活を支援する。
- ・ ウォーキング等をはじめ、利用者に沿ったプログラムを行う。

④ 文化的活動

- ・ 音楽療法。音楽療法士を中心に行う。 音楽を通して、楽しく自己表現し、社会性を養う取り組みを行う。
- ・ 音楽交流会。音楽ボランティアやピアニスト、ロックバンド他の音楽家との音楽交流を行う。
- ・ アロマセラピー。ボランティアが毎月各班を回りアロママッサージを行う。

⑤ 趣味の日

- ・ 利用者が楽しめる取り組みとして、お茶会、菓子づくり、茶、花、おしゃれ、アロマなどを行う。

⑥ 外出活動

- ・ 半日ツアー 利用者数名と昼食や買い物に行く
- ・ 季節を味わう日課として近隣の散歩や班毎での遠出を楽しむ。
- ・ 他事業所と連携をとり、利用者の社会参加活動を進め、自立生活への知識と経験を養う機会とする。

(3) 日課

概ね下記の通りであるが、班毎、個別支援計画による日課となる。

通 所	9:30 ～ 10:00
午前活動	10:00 ～ 12:00
昼食・休憩	12:00 ～ 13:30

午後活動 13:30 ～ 15:00
降 所 15:00 ～ 15:30

(4) 各種サービス

①送迎サービス

移動が困難な利用者に対して、通所の利便を図るために行う。

②入浴サービス

自宅での入浴が困難な利用者に、必要性に応じて行う。

③昼食サービス

栄養・嗜好や嚥下障がい等に配慮された、こころのこもった手作りの食事提供に努める。実施にあたり、給食会議で委託業者と、嗜好、食物形態、献立(アレルギーの有無)、食器等について話し合い、利用者にとって安全且つ健康に考慮された食事を提供する。

5. 運営管理

(1) 職員の員数 生活支援員 36 人、看護師3人、理学療法士1人、栄養士 1 人

(2) 会議の開催

[会議の種類]	[開催数]	[内容]
① 管理者会議	月 1 回	事業所間の連絡、報告等の連携
② 職員会議	月 1 回	行事、班会議報告、個別支援等
③ 班会議(含ゆう職員)	月 1 回	個別支援、活動内容等
＊ ゆう職員打合せ	月 1 回	有期契約職員への行事、班会議報告、個別支援等の伝達等
④ 班長・主任会議	隔月	事業計画、事業方針等
⑤ 給食会議	月 1 回	献立、食物形態等
⑥ 安全委員会	隔月	医療的ケアの安全を確認する
⑦ 各係会議	随時	
⑧ スタッフ会議	毎週初め	1週間の予定確認。情報の共有を図る
⑨ 幹部職員会議	3か月に1回	事業所間の連携、法人の発展を図る

(3) 職員研修

・職務を通しての指導、経験年数や役割に応じた新任、中堅、指導的職員研修への派遣を行う。

・専門職としての研修や業務上必要な研修に随時派遣する。

・自己啓発研修への支援を行う。

・キャリアアップ確認表を活用し、職員のスキルアップをより図る。

6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 家庭及びグループホームとの連携

利用者ニーズの把握、事業所との相互理解、効果的な支援を行うため連絡帳による日々の連携、施設からの諸連絡、保護者会と連携した諸行事、保護者会の開催(毎月)、個別面談によって連携を図る。

(2) 他の事業所と連携し、地域生活の充実をはかる。

(3) 嘱託医 辻医院

協力医院 埼玉協同病院

(4) ボランティア・実習生の受け入れ

- ・地域の方々を受け入れ、交流を深める。
- ・大学生・専門学校学生を受け入れ、障がい者理解を進める。
- ・ボランティアスクールの受け入れ、その他実習生を受け入れることによって、地域福祉事業所として社会貢献を行う。

(5) 広報

- ・広く一般の方達に、デイセンターさくら草の活動を通して福祉理解を促す機会とする。
- ・年4回発行とする。

7. 安全管理

(1) 非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

管理者の指揮のもと、消火、連絡、救助等担当を決め、非常災害訓練を年2回実施する。
また、地域住民と話し合い連携した防災対策を講じる。

見直された防災マニュアルに沿って備蓄品を揃え災害時に備える。

(2) 緊急時等の対応

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じる。

(3) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定
- ② 成年後見制度の利用支援

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図るものとする。

9. 資金計画

別紙収支予算内訳書のとおり

社会福祉法人さくら草

デイセンターアトム 平成 28 年度事業計画

1. 事業の概要

事業の種類	多機能型事業所(生活介護、放課後等デイサービス)
事業所名称	デイセンターアトム(主たる事業所アトム・キッズさくら草、 従たる事業所コスモス)
定員 40名	生活介護 35 名 (現員 アトム 15 名 コスモス 22 名) 放課後等デイサービス 5 名 (現員 16 名)

2. 事業方針

(生活介護)

重度障がい者を対象に、日中活動を中心に地域生活を支援する。障害者総合支援法のもと、利用者ニーズに対応した支援計画に基づき、健康への配慮、軽作業や生きがい活動等きめ細かな支援を行うとともに、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努める。

(放課後等デイサービス)

児童福祉法に基づき重症心身障害児を対象に、放課後等に生活能力の向上の為に必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を、家族・関係機関と連携し、適切な療育提供に努める。

3. 事業目標

- (1) 地域において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方を対象に、食事・排泄等の介護や日常生活上の支援を提供し、併せて軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供する。これらを通じて、身体能力、日常生活能力の維持・向上を目指す。
- (2) 医療的ケアを要する利用者への支援体制を整えるため、介護職員による痰の吸引等の研修機会を設けていく。
- (3) 自傷他傷等行動障害をもつ利用者に対して、関係機関や臨床心理士等の専門家、本人家族を交えたケース検討等を行い支援の充実に努める。
- (4) ヒヤリハット報告を職員間で共有するなど危機管理に務め、怪我・事故が無いようにする。

4. 事業内容

(1) 活動方針

(生活介護)

今年度は、前年度と同様37名の利用者である。利用者1人ひとりの意思及び人格を尊重し、個々の地域生活ニーズを考慮した個別支援計画のもと、充実した日中活動を支援する。

重度の知的障がい者、心身障がい者に、安全な環境と障がいの軽減を図る質の高い支援提

供によって健康の維持と機能の向上に努め、生きがい活動や軽作業など日中活動への主体的な取り組みを支援し、地域の中で充実した活動ができるようにする。

また、放課後等デイサービスは、今後児童発達支援事業の併設を計画し、その準備に取り組む。

主たる事業所のアトム班は、アトリエ、資源回収などの作業を中心に行いながら、体調管理に留意し、仲間との生活から社会性を養い、地域との交流を深める活動を行う。

従たる事業所のコスモス班は、主に重度心身障がいのある利用者が、個々の健康、体力、身体機能を考慮しながら、健康プログラムやPTを行う。仲間、他の班との連携、協調した生活や生きがい活動を行う。

(放課後等デイサービス)

キッズさくら草では、看護師のもと医療的ケアや体調管理に配慮し、個々の状態に合わせてPT等の訓練を行う機会を設ける。静的弛緩誘導法を中心に健康プログラムの機会を設けていく。また、音楽、創作、レクなど本人の楽しみとなる活動を通し仲間との交流に繋げていく。併せて生活能力の向上、地域との交流を図る。

(2) 支援内容

(生活介護)

① 健康管理と医療的ケアの充実並びに障害への配慮

- ・ 看護師による健康管理。健康状態の把握に努める。
利用者の家族・主治医・訪問看護との連携を密にとり、障害の進行・疾病の予防に努める。
- ・ 医療的ケアを看護師、職員が連携し適切に行う。
- ・ 健康診断（年1回）
- ・ 嘱託医相談（年2回）
- ・ インフルエンザ予防接種（年1回）
- ・ 歯科検診（往診や通院支援により各自）
- ・ 必要に応じて通院支援
- ・ 医療機関との連携
- ・ 静的弛緩誘導法やPTなど、個々にあった健康プログラムを行い、生活に活かせる身体をつくる。 毎月の静的弛緩誘導法訓練会に参加し、職員で共有し利用者支援を深める。

② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供

- ・ 各自の体調や作業内容等に合わせ軽作業に取り組む。
- ・ 作業種は、陶芸、紙すき、資源回収(空き缶、新聞紙、段ボール)、石鹸作業、髪留め、創作、広報誌封入、送迎車の掃除等を行う。
- ・ 商品の開発、販売、営業にも力を入れていく。
- ・ 創作活動や余暇活動によって自己表現の喜びを支援する。また創作活動によって作られた作品が施設の外へ発信できるような環境を模索していく。
- ・ 作業によって得た収益は、工賃として支払う。

③ 日常生活上の支援他

- ・ 残存機能を引き出し、自立を促す支援に努める。
- ・ 仲間意識を高め、協調性を大切にした生活を支援する。
- ・ ウォーキング等をはじめ、利用者に沿ったプログラムを行う。

④ 文化的活動

- ・ 音楽療法。音楽療法士を中心に、午前の部(アトム)、午後の部(さくら草)と分かれて行う。音楽を通して、楽しく自己表現し、社会性を養う取り組みを行う。
- ・ 音楽交流会。音楽ボランティアやピアニスト、ロックバンド他の音楽家との音楽交流を行う。
- ・ アロマセラピー。ボランティアが毎月各班を回りアロママッサージを行う。

⑤ 趣味の日

- ・ 利用者が楽しめる取り組みとして、お茶会、菓子づくり、茶、花、おしゃれ、アロマなどを行う。

⑥ 外出活動

- ・ 半日ツアー 利用者数名と昼食や買い物に行く。
- ・ 季節を味わう外出を、近隣の散歩や班毎での遠出を楽しむ。(年4回ほどの企画を検討。保護者とも連携して企画の幅を広げていく。)
- ・ 他事業所と連携をとり、利用者の社会参加活動を進め、自立生活への知識と経験を養う機会とする。

⑦ みんなの日:利用者主体を目的にし、日課を組む取り組み。利用者会議を持ち、全員で1つのことを決めて頑張る日とする。

(放課後等デイサービス)

① 健康管理と医療的ケアの充実並びに障がいへの配慮

- ・ 看護師を中心とした健康管理。健康状態の把握に努める。
利用者の家族・学校・主治医・保健師との連携を密にとり、障がいの進行・疾病の予防に努める。
- ・ 医療的ケアを看護師、職員が連携し適切に行う。
- ・ 必要に応じて通院支援
- ・ 医療機関との連携
- ・ 嘱託医相談

② 音楽活動や創作活動、レク活動の機会の提供

- ・ 創作活動や音楽活動によって自己表現の喜びを支援する。

③ 日常生活上の支援他

- ・ PT等の時間を設け、残存機能を引き出し、自立を促す支援に努める。

④ 外出活動

- ・ 近隣を散歩する事で、季節を楽しむ機会を設ける。
- ・ 地域の店へ買い物へ出かける事で社会参加活動を体験し、自立生活への意欲を高める機会とする。

(3) 日課

(生活介護)

概ね下記の通りであるが、班毎、個別支援計画による日課となる。

通 所	9:30 ～ 10:00
午前活動	10:00 ～ 12:00
昼食・休憩	12:00 ～ 13:30
午後活動	13:30 ～ 15:00
降 所	15:00 ～ 15:30

(放課後等デイサービス)

<通 常>

学校迎え	放課後 ～
活 動	13:00 ～ 17:00
自宅送り	17:00 ～ 18:00

〈早帰り時・休業日〉

迎え・通所	～ 11:00
活 動	11:00 ～ 17:00
昼 食	11:30 ～ 13:00
活 動	13:00 ～ 17:00
自宅送り・迎え	17:00 ～ 18:00

※土、日、祝日は休業

(4) 各種サービス

① 送迎サービス(共通)

移動が困難な利用者に対して、通所の利便を図るために行う。

② 入浴サービス(生活介護のみ)

自宅での入浴が困難な利用者に、必要性に応じて行う。

③ 昼食サービス(生活介護のみ)

栄養・嗜好や嚥下障がい等に配慮されたところのこもった手作りの食事提供に努める。実施にあたり、給食会議で委託業者と、嗜好、食物形態、献立、食器等について話し合い、利用者にとって安全且つ健康に考慮された食事を提供する。

5. 運営管理

(生活介護)

(1) 職員の員数 生活支援員25人、看護師2人、理学療法士1人

(2) 会議の開催

[会議の種類]	[開催数]	[内容]
① 管理者会議	月1回	事業所間の連絡、報告等の連携
② 職員会議	月1回	行事、班会議報告、個別支援等
③ 班会議(含ゆう職員)	月1回	個別支援計画の周知、活動内容等
＊ ゆう職員打合せ	月1回	有期契約職員への行事、班会議報告、個別支援等の伝達等
④ 班長・主任会議	隔月	事業計画、事業方針等
⑤ 給食会議	月1回	献立、食物形態等
⑥ 安全委員会	隔月	医療的ケアの安全を確認する
⑦ 各係会議	随時	
⑧ スタッフ会議	毎週初め	1週間の予定確認。情報の共有を図る
⑨ 幹部職員会議	3か月に1回	事業所間の連携、法人の発展を図る

(3) 職員研修

- ・ 職務を通しての指導、経験年数や役割に応じた新任、中堅、指導的職員研修への派遣を行う。
- ・ 専門職としての研修や業務上必要な研修に随時派遣する。職員の意向も踏まえつつ、より

計画的に研修への参加を促す。

- ・ 自己啓発研修への支援を行う。
- ・ キャリアアップ確認表を活用し、職員のスキルアップを図る。

(放課後等デイサービス)

(1) 職員の員数 児童発達支援管理責任者1人、児童指導員2人、機能訓練担当職員1人、看護師2人

(2) 職員会議の開催 (月1回)

デイセンターアトム 班長・主任会議、安全委員会等会議に参加し連携していく

(3) 職員研修

- ・ 専門職としての研修や業務上必要な研修に随時派遣する。職員の意向も踏まえつつ、より計画的に研修への参加を促す。
- ・ 自己啓発研修への支援を行う。
- ・ キャリアアップ確認表を活用し、職員のスキルアップを図る。

6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 家庭及びグループホームとの連携

(生活介護)

利用者ニーズの把握、事業所との相互理解、効果的な支援を行うため連絡帳による日々の連携、施設からの諸連絡、保護者会と連携した諸行事、保護者会の開催(毎月)、個別面談によって連携を図る

(放課後等デイサービス)

利用者ニーズの把握、事業所や学校との相互理解、効果的な支援を行うため連絡帳による日々の連携を図る。

(2) 他の事業所と連携し、地域生活の充実をはかる。

(3) 嘱託医 辻医院

協力医院 埼玉協同病院

(4) ボランティア・実習生の受け入れ

- ・ 地域の方々を受け入れ、交流を深める。
- ・ 大学生・専門学校学生を受け入れ、障がい者理解を進める。
- ・ ボランティアスクールの受け入れ、その他実習生を受け入れることによって、地域福祉事業所として社会貢献を行う。

(5) 広報

- ・ 広く一般の方達に、活動を広報することを通し福祉理解を促す機会とする。
- ・ 年4回発行とする。

7. 安全管理

(1) 非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

管理者の指揮のもと、消火、連絡、救助等担当を決め、非常災害訓練を年2回実施する。

また、地域住民と話し合い連携した防災対策を講じる。

見直された防災マニュアルに沿って備蓄品を揃え災害時に備える。

(2) 緊急時等の対応

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じる。

(3) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定
- ② 成年後見制度の利用支援

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図るものとする。

9. 資金計画

別紙収支予算内訳書のとおり

社会福祉法人さくら草

サポートさくら草 平成 28 年度事業計画

1. 事業の概要

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 移動支援事業
- (3) さいたま市障害児（者）生活サポート事業
- (4) 福祉有償運送事業
- (5) さいたま市全身性障害者介助人派遣事業

2. 事業方針

どんな重い障がいがあっても同世代の人が享受する活動ができるよう社会参加を支援する。家庭介護者の病気、冠婚葬祭など緊急時に対応することによって安定したいつもの生活が続けられるように支援する。

3. 事業目標

- (1) 重度心身障がい児・者の地域生活を障害福祉サービス事業、移動支援事業等を活用し、地域生活における緊急時対応や社会参加・自立生活支援など多様なニーズに対し総合的に支援を行う。
- (2) 障害者総合支援法のもと、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努める。
- (3) 職員の資質向上に努め、支援体制の充実に努める。

4. 事業内容

(1) 事業所の営業日・時間及びヘルパー派遣時間

- ・営業日：月曜日から金曜日。ただし、12月30日から1月3日までと、8月13日から15日までと、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。
- ・営業時間：午前10時から午後7時
- ・ヘルパー派遣日：365日
- ・ヘルパー派遣時間：24時間

(2) 事業

①障害福祉サービス事業

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行う。

また行動援護事業によって、知的障害による認知の偏りや危険等の判断の弱さから、行動上著しい困難を示す者に対し適切な支援を行う。

②移動支援事業

1人ひとりの利用者に対し人としての尊厳を守り、外出時における移動及び移動時の介

護を行なう。

③福祉有償運送事業

利用者が移動する際に十分に対応できるよう、当該利用者のニーズに応じて、福祉有償運送を適切に行う。

(2) 通常事業の実施地域

- ・さいたま市

(3) 緊急時の対応

サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じる。

(4) 苦情解決

提供したサービスに関する利用者からの苦情は、苦情解決体制を整え、解決に向けて適切な措置を講ずる。

5. 運営管理

(1) 職員の種類・員数

事務職員 3 人、介護職員 5 人、その他の従事者 50 人

(2) 会議の開催

- ・職員会議 毎週
- ・安全委員会 隔月
- ・ヘルパー会議 年 3 回
- ・運営委員会 年 4 回

(3) 職員研修

- ・採用時研修：採用後 3 ヶ月以内
- ・継続研修：年 2 回以上
- ・安全運転研修：随時

6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 他の事業所と連携し、地域生活の充実をはかる。

(2) 広報

- ・広く一般の方達に広報活動を通して福祉理解を促す機会とする。
- ・年 4 回発行する

7. 安全管理

(1) 災害・緊急時の対策

利用者、職員の安全に配慮し運営に努める。救命救急法等防災訓練を行う。

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じる。

(2) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

① 虐待の防止に関する責任者の選定

② 成年後見制度の利用支援

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図るものとする。

9. 資金計画

- ・別紙収支予算内訳書のとおり

社会福祉法人さくら草

サポートゆず 平成 28 年度事業計画

1. 事業の概要

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 移動支援事業
- (3) さいたま市障害児（者）生活サポート事業
- (4) 福祉有償運送事業
- (5) さいたま市全身性障害者介助人派遣事業

2. 事業方針

どんな重い障がいがあっても同世代の人が享受する活動ができるよう社会参加を支援する。家庭介護者の病気、冠婚葬祭など緊急時に対応することによって安定したいつもの生活が続けられるように支援する。

3. 事業目標

- (1) 知的障がい児・者の地域生活を障害福祉サービス事業、移動支援事業等を活用し、地域生活における緊急時対応や社会参加・自立生活支援など多様なニーズに対し総合的に支援を行う。
- (2) 障害者総合支援法のもと、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努める。
- (3) 職員の資質向上に努め、支援体制の充実に努める。

4. 事業内容

(1) 事業所の営業日・時間及びヘルパー派遣時間

- ・営業日：月曜日から金曜日。ただし、12月30日から1月3日までと、8月13日から15日までと、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。
- ・営業時間：午前10時から午後7時
- ・ヘルパー派遣日：365日
- ・ヘルパー派遣時間：24時間

(2) 事業

①障害福祉サービス事業

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行う。

また行動援護事業によって、知的障害による認知の偏りや危険等の判断の弱さから、行動上著しい困難を示す者に対し適切な支援を行う。

②移動支援事業

1人ひとりの利用者に対し人としての尊厳を守り、外出時における移動及び移動時の介護を行なう。

③福祉有償運送事業

利用者が移動する際に十分に対応できるよう、当該利用者のニーズに応じて、福祉有償運送を適切に行う。

(2) 通常事業の実施地域

- ・さいたま市

(3) 緊急時の対応

サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じる。

(4) 苦情解決

提供したサービスに関する利用者からの苦情は、苦情解決体制を整え、解決に向けて適切な措置を講ずる。

5. 運営管理

(1) 職員の種類・員数

事務職員 3 人、介護職員 6 人、その他の従事者 40 人

(2) 会議の開催

- ・職員会議 毎週
- ・ヘルパー会議 年 3 回
- ・運営委員会 年 4 回

(3) 職員研修

- ・採用時研修：採用後 3 ヶ月以内
- ・継続研修：年 2 回以上
- ・安全運転研修：随時

6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 他の事業所と連携し、地域生活の充実をはかる。

(2) 広報

- ・広く一般の方達に広報活動を通して福祉理解を促す機会とする。
- ・年 4 回発行する

7. 安全管理

(1) 災害・緊急時の対策

利用者、職員の安全に配慮し運営に努める。救命救急法等防災訓練を行う。

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じる。

(2) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

① 虐待の防止に関する責任者の選定

② 成年後見制度の利用支援

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図るものとする。

9. 資金計画

- ・別紙収支予算内訳書のとおり

社会福祉法人さくら草

アシストさくら草 平成 28 年度事業計画

1. 事業の概要

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 移動支援事業
- (3) さいたま市障害児（者）生活サポート事業
- (4) 福祉有償運送事業
- (5) さいたま市全身性障害者介助人派遣事業

2. 事業方針

どんな重い障がいがあっても同世代の人が享受する活動ができるよう社会参加を支援する。家庭介護者の病気、冠婚葬祭など緊急時に対応することによって地域で安定したいつもの生活が続けられるように支援する。

3. 事業目標

(1) デイセンターさくら草利用者が主たる支援対象であるが、幼児及び就学児の希望が増えてきた。その対象者に障害福祉サービス事業、移動支援事業等を活用し、緊急時対応や社会参加・自立生活支援など多様な地域生活ニーズを総合的に支援する。

(2) 障害者総合支援法のもと、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努める。

(3) 職員の資質向上に努め、支援体制の充実に努める。

4. 事業内容

(1) 事業所の営業日・時間及びヘルパー派遣時間

・営業日：月曜日から金曜日。ただし、12月30日から1月3日までと、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。

・営業時間：午前9時から午後6時

・ヘルパー派遣日：365日

・ヘルパー派遣時間：24時間

(2) 事業

①障害福祉サービス事業

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる居宅介護あるいは重度訪問介護を適切に行う。

また行動援護事業によって、知的障害による認知の偏りや危険等の判断の弱さから、行動上著しい困難を示す者に対し適切な支援を行う。

②移動支援事業

1人ひとりの利用者に対し人としての尊厳を守り、本人の意思を尊重しながら外出時における移動及び移動時の介護を行なう。

③福祉有償運送事業

利用者が車両での移動を希望した際に、安全に移動できるよう適切に福祉有償運送を行う。

(2) 通常事業の実施地域

・さいたま市・川口市・志木市・宮代町

(3) 緊急時の対応

サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡し受診する等の措置を講じる。

(4) 苦情解決

提供したサービスに関する利用者からの苦情は、苦情解決体制を整え、速やかに解決に解決できるよう適切な措置を講ずる。

5. 運営管理

(1) 職員の種類・員数

事務職員 2 人、介護職員 4 人、その他の従事者 67 人

(2) 会議の開催

- ・職員会議 毎月
- ・安全委員会 隔月
- ・ヘルパー会議 年 3 回
- ・運営委員会 年 4 回

(3) 職員研修

- ・採用時研修：採用後 3 ヶ月以内
- ・継続研修：年 2 回以上
- ・安全運転研修：随時

6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 他の事業所と連携し、利用者の地域生活の充実をはかる。

(2) 広報

- ・広く一般の方達に広報活動を通して福祉理解を促す機会とする。
- ・年 4 回発行する

7. 安全管理

(1) 災害・緊急時の対策

利用者、職員の安全に配慮し運営に努める。救命救急法等防災訓練を行う。

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じる。

(2) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定
- ② 成年後見制度の利用支援

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図るものとする。

9. 資金計画

- ・別紙収支予算内訳書のとおり

社会福祉法人さくら草

南区障がい者生活支援センターあみへご 平成 28 年度事業計画

1. 事業の概要

- 1) さいたま市南区障害者生活支援センター運営業務
- 2) 指定特定相談事業
計画相談支援（サービス利用支援、継続サービス利用支援）、基本相談支援
- 3) 指定一般相談事業
地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）、基本相談支援

2. 運営方針

- 1) 身体障害、知的障害、精神障害、難病、高次脳機能障害など、障害の種別や程度に関わらず、支援を要するすべての障害者が、権利の主体として安心して地域で暮らしていくことを支える。
- 2) 相談及び支援の実施に当たっては、医療・福祉・就労・教育等の各関係機関と緊密な連携を保ち、支援体制の総合的な調整を行う。
- 3) 前項の方針を達成するため、サービス調整会議に参加し、総合的な調整を必要とする事例について関係者で検討を行い、具体的な支援計画の策定及び総合的なサービス調整等を行う。

3. 運営目標

- 1) 専門相談窓口として、障害者やその家族等、及び各関係機関からの相談に応じ、障害者が地域で安心して豊かに生活していけるよう支援する。
- 2) 障害者を権利の主体と認識し、その権利を尊重し、それぞれの障害に対する理解を深めて支援する。
- 3) サービス等利用計画の作成を行い、障害福祉サービス等が総合的かつ効果的に提供されるよう支援する。
- 4) 市のプライバシーポリシーに則り、十分に注意して個人情報を取り扱う。
- 5) 公益性に配慮し、多くの機関・支援者とながら偏りのないよう支援する。
- 6) 以上 1)～5)に努めつつ障害者を中心にすえた支援を行い続けていく。

4. 重点課題

1) 高齢・障害者世帯支援の強化

高齢の家族と、障害のある本人の、世帯全体に支援を要する相談が年々増加している。家族の高齢化や発病に伴い、これまで抱え込まれてきた問題が顕在化するケースが多い。引き続き、高齢と障害の分野を越え、有機的な連携体制を確保するとともに、家族と本人に寄り添えるよう丁寧な信頼関係づくりを行っていく。

2) 権利擁護支援の強化

南区では、これまでも多くの虐待に関する相談及び支援、関係機関との連携に当たってきた。虐待の予防から介入、分離、分離後のアプローチなど、支援の取り組みを通して見えてきた課題も多い。引き続き、障害のある人の人権や尊厳が保障され、安心して暮らしていけるよう、権利擁護支援を充実させていく。

5. 事業内容

- 1) 営業日及び時間 : 月曜日～金曜日 8:30～17:30 (祭日を除く)
職員打ち合わせ : 月曜日～金曜日 8:30～9:00 (祭日を除く)
相談受付日及び時間 : 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祭日を除く)
ケース検討会議 : 隔週金曜午前 (祭日を除く)
職員会議 : 第4木曜日 17:00～

2) 活動内容

- (1) それぞれの障害特性を踏まえた必要な支援を行う。
 - ① 障害者やその家族等及び各関係機関からの日常生活に関する相談支援
 - ② 障害福祉サービスやその他の社会資源等に関する、情報提供及び利用の援助
 - ③ 居場所・交流の場の提供(憩いの場、おもちゃ図書館)
 - ④ 個別支援計画の作成
 - ⑤ 差別と虐待に関する相談支援、助言、指導、あっせん等
 - ⑥ 成年後見制度の利用に関する支援
 - ⑦ 入居及び居住に関する支援
 - ⑧ その他、障害者やその家族等の生活に必要な支援
- (2) 障害者の状況に応じた柔軟な形態での支援を行う。
 - ① 電話相談、来所相談、訪問相談、同行支援、直接支援等
- (3) 各関係機関との連携を行う。
 - ① 随時の各関係機関と緊密な連携及び、支援体制の総合的な調整
 - ② 定例サービス調整会議(毎月第4木曜・9:30～)
 - ③ 個別サービス調整会議(必要に応じ随時)
 - ④ 個別移行支援会議への参加
- (4) 孤立の防止のためのイベントを実施する。
 - ① 障害種別や手帳やサービスの利用の有無、年齢などに関わらず参加できるイベントを企画・実施し、孤立の防止及び仲間作りを行う。
- (5) 地域に障害者の理解と支援を広げ、潜在的なニーズを掘り起こす。
 - ① パンフレットや広報誌の作成、配布
 - ② ホームページの整備
 - ③ 地域のお祭り等への協力
- (6) 職員の力量向上に取り組む。
 - ① 面接・記録技術の向上
 - ② 各種研修会への参加

(7) 障害者およびその家族の、地域生活を送る上での制度上の課題を把握、検討していく。

① さいたま市コーディネーター連絡会議への参加など

(8) 障害者を中心に据えた、地域ネットワーク作りを進める。

① さいたま市コーディネーター連絡会議及び各委員会への参加

② さいたま市南区精神保健福祉連絡会議（みなみかぜ）への参加

③ さいたま市精神障害者地域ネットワーク連絡会への参加

④ さいたま市発達障害者支援連絡協議会への参加

⑤ 埼玉県発達障害者福祉協会相談支援部会への参加

(9) 高齢分野との連携を深め、高齢・障害者世帯の支援のためのネットワークづくりを行う。

① 地域支援会議への参加(シニアサポートセンター社協みなみ)

② 第2層さいたま市南区東部圏域高齢者生活支援推進会議への参加

(10) 地域の相談支援事業者に対し、バックアップを行う。

① さいたま市南区相談支援連絡会への参加(毎月第4木曜 11:00~)

② 相談支援事業所に対する助言、指導、技術的援助

6. 運営管理

1) 職員の員数

管理者 1 名、相談支援専門員 4 名、精神保健福祉士 1 名

2) 会議の開催

(1) 職員会議 月 1 回

(2) ケース検討会議 隔週

3) 職員研修

(1) 各種研修に参加する。

7. 安全管理

1) 利用者、職員の安全に配慮した防災管理や防災設備を整える。併せて各機関との連携を深め安全に配慮した運営に努める。

また、年 1 回防災対策委員会を開催し、防災訓練を行う。

2) 連携機関名

(1) 武蔵浦和駅前交番 南区别所 7 丁目 13 番 5 号 TEL 048-865-3196

(2) さいたま市南消防署 埼玉県さいたま市南区根岸 3-10-7 TEL 048-861-0119

(3) 小原クリニック TEL 048-883-5860

(4) 辻医院 TEL 048-862-3830

(5) 保健所 TEL 048-840-2223

(6) ALSOK TEL 埼玉ガードセンター048-647-1370・支社 048-825-5200

8. 苦情解決

- 1) 利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図るものとする。
- 2) 苦情対応規程に準じて行う。

9. 資金計画

- ・別紙収支予算内訳書のとおり

社会福祉法人さくら草
相談支援事業所あんず
平成 28 年度事業計画

1. 事業の概要

1) 特定相談事業

ア サービス等利用計画の作成

イ モニタリングの実施 等

2) 障害児相談支援

ア サービス等利用計画の作成

イ モニタリングの実施 等

2. 事業の方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援及び障害児相談支援を、社会福祉法人さくら草各事業所を利用する為の福祉サービス支給決定が利用者の意思及び人格を尊重し適切に行うものとする。

3. 運営方針

相談支援を利用する障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体の状態、その置かれている環境等に応じて、利用者又はその家族の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう援助を適切に行う。

相談支援の実施に当たっては、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。また、利用者の必要なときに必要な相談が行えるよう努め、関係市町村、障害福祉サービス事業者等及び福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4. 事業内容

1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

年末年始（12月30日～1月3日）、国民の祝日を除く。

営業時間 午後1時から午後5時30分までとする。

サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。

ただし年末年始（12月30日～1月3日）、国民の祝日を除く。

サービス提供時間 午後1時から午後5時までとする。

2) 活動内容

(1) 利用者の障害特性を踏まえ必要な計画相談を行う。

(2) 障害者の状況に応じ電話相談、来所相談、訪問相談、同行支援、直接支援等柔軟に支援を行う。

3) 各機関との連携協力を行う。

(1) 各区支援課と連絡調整等の連携

(2) 個別サービス調整会議への参加

(3) 個別移行支援会議への参加

5. 運営管理

1) 職員の員数

(1) 管理者 1 名

(2) 相談支援専門員 1 名

(3) 相談員 1 名

2) 会議の開催

(1) 運営委員会 年 2 回

(2) 職員会議(ケース会議を含む) 週 1 回

3) 職員研修

(1) 各種研修会への参加

6. 安全管理

1) 利用者、職員の安全に配慮した防災管理や防災設備を整える。併せて各機関との連携を深め安全に配慮した運営に努める。

2) 連携機関

(1) 緊急時の医療機関

相談時の緊急時は各自の主治医と連携する。

法人協定病院（埼玉協同病院）、嘱託医（辻医院）と連携する。

(2) さいたま市緑消防署

7. 苦情解決

1) 利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図るものとする。

2) 苦情対応規程に準じて行う。

8. 虐待防止のための措置

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、虐待防止の責任者を選定、成年後見制度の利用支援、相談支援員の研修等の措置を講じるものとする。

9. 資金計画

別紙収支予算内訳書のとおり

社会福祉法人さくら草
てんハウスぐりん
平成 28 年度事業計画

1. 事業の概要

事業の種類	共同生活援助(介護サービス包括型)・短期入所
事業所名称	てんハウスぐりん
定 員	共同生活援助 10 名 (現員 10 名) 短期入所 2 名 (契約者数 6 名)
主たる対象者	身体障害者・知的障害者 (重度心身障害者 医療的ケアを要する含む)

2. 事業方針

(共同生活援助)

指定共同生活援助の利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談、その他の日常生活上の援助を適切に行うものとする。

(短期入所)

短期入所を利用する障害者(児)(以下、「利用者」という。)に対して、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって必要な保護を行うものとする。

3. 事業目標

(共同生活援助・短期入所)

- (1) 常時介護等の支援が必要な重度心身障害者の方が、地域において安定した豊かな生活を営むため、食事・排泄等の介護や日常生活上の支援を提供する。
- (2) 医療的ケアを要する利用者への支援体制を整えるため、介護職員による痰の吸引等の研修機会を設けていく。
- (3) ヒヤリハット報告を職員間で共有するなど危機管理に務め、怪我・事故が無いようにする。

4. 事業内容

(1) 活動方針

(共同生活援助)

利用者1人ひとりの意思及び人格を尊重し、個々人の地域生活ニーズを考慮した個別支援計画のもと、豊かな生活を支援する。

重度の知的障がい者、心身障がい者に、安全な環境と障がい特性に配慮した質の高い支援提供によって健康の維持及び機能の維持に努める。

(短期入所)

主に重度心身障害者を対象に、自立に向けた体験利用、家族介護休息、緊急等の利用

であり、安心して過ごせるように共同生活や他人介護、生活リズムに慣れ親しむように支援する。

(2) 支援内容

(共同生活援助)

- ① 共同生活援助計画の作成
- ② 利用者に対する相談
- ③ 食事の提供
- ④ 健康管理・金銭管理の援助
- ⑤ 余暇活動の支援
- ⑥ 緊急時の対応
- ⑦ 日中活動の場等との連絡・調整
- ⑧ 財産管理等の日常生活に必要な援助
- ⑨ 夜間における支援
- ⑩ 体験的な利用
- ⑪ 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜

(2) から (10) に付帯するその他必要な介護、支援、家事、相談、助言。

(短期入所)

- ① 食事の提供
- ② 入浴または清拭
- ③ 日常生活上の介護
- ④ 機能訓練
- ⑤ 生活相談
- ⑥ 健康管理
- ⑦ その他日常生活上の世話

5. 運営管理

(共同生活援助・短期入所)

- (1) 職員の員数 管理者 1 人、サービス管理責任者 1 人、世話人 3 人、生活支援員 9 人、
看護師 2 人

(2) 会議の開催

[会議の種類]	[開催数]	[内容]
① 職員会議	月 1 回	個別支援、事業運営等
② 給食会議	月 1 回	献立、食物形態等
③ 安全委員会	隔月	医療的ケアの安全を確認する
④ 各係会議	随時	

(3) 職員研修

- ・ 職務を通しての指導、経験年数や役割に応じた新任、中堅、指導的職員研修への派遣を行う。
- ・ 専門職としての研修や業務上必要な研修に随時派遣する。
- ・ 自己啓発研修への支援を行う。

- ・キャリアアップ確認表を活用し、職員のスキルアップを図る。

6. 地域生活及び関係機関との連携

(共同生活援助・短期入所)

(1) 家庭及び他機関との連携

通所事業所と連絡帳等によって利用者の生活ニーズを把握する。

個別面談により地域生活の充実を図る。

家族会の開催(年4回)。

支援課、支援センター、相談支援事業所、事業所の機関、家族等との連携。

(2) 協力医院 浦和民主診療所

(3) ボランティア・実習生の受け入れ

地域の方々を受け入れ、交流を深める。

(4) 広報

- ・広く一般の方達に、活動を広報することを通し福祉理解を促す機会とする。
- ・年4回発行とする。

7. 安全管理

(共同生活援助・短期入所)

(1) 非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保するとともに、緊急時の連絡先や連絡方法を共同生活住居の見やすい場所に掲示するものとする。

(2) 緊急時等の対応

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また事業所は次の措置を講ずるものとする。

- ・各利用者の掛かりつけ病院と連携し、緊急時に救急搬送できる体制を組む。
- ・協力医療機関と連携し、緊急時対応に備える。
- ・入居者の通所先施設と健康管理について共有するなど日頃から連携する。
- ・看護師に日頃から健康管理をしてもらい、緊急時には電話相談もしくは駆けつける体制を組む。
- ・夜間複数人体制及び必要があれば通所施設職員が緊急時に駆けつける体制を組む。

(3) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- ③ 虐待の防止に関する責任者の選定
- ④ 成年後見制度の利用支援
- ⑤ 苦情解決体制の整備

④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図るものとする。

9. 資金計画

別紙収支予算内訳書のとおり